

技 術 標 準 と 競 争 政 策

平成15年5月9日
公正取引委員会事務総局

1 知的財産権と独占禁止法

(1) 独占禁止法の規定

独占禁止法21条

知的財産権法の権利行使とみられる行為

発明の奨励等の技術保護制度の趣旨を逸脱し又は同制度の目的に反すると認められるため権利の行使と評価されるか否かから判断

権利行使と認められる

独占禁止法
の適用を除外

認められない

独占禁止法が適用される

独占禁止法 21 条

「この法律の規定は、著作権法、特許法、
実用新案法、意匠法または商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。」

考え方を整理したもの
特許ノウハウガイドライン
共同研究開発ガイドライン
等

(2) 知的財産権に係る公正取引委員会の取組み

- ア 特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針
(平成元年2月15日公表 平成11年7月30日改正公表)
特許・ノウハウライセンス契約に関して独占禁止法上問題となる行為を
明確化

- イ 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針
(平成5年4月20日公表)
近年の技術の高度化，複雑化に伴い，共同研究開発のニーズが高まって
いる中で，共同研究開発に関して，独占禁止法上問題となる行為を明確化。

- ウ 技術標準と競争政策に関する研究会報告書
(平成13年7月25日発表)
近年の情報通信産業等の著しい技術革新や，世界的なプロパテントの潮
流の中で，技術標準と独占禁止法の考え方について学識経験者の意見等
をとりまとめたもの

2 特許・ノウハウ ライセンス契約に関する独占禁止法上の指針 (以下「特許ノウハウガイドライン」という)

対象 特許・ノウハウ ライセンス契約

特 許 :特許又は実用新案をいう。

ノウハウ :秘密性を有し、適切な形で識別可能な産業に係る有用な技術情報をいう。

(1)独占禁止法21条との関係 (特許ノウハウガイドライン 第二 2参照)

独占禁止法と知的財産法の接点である独占禁止法21条の考え方を明らかにしている
(特許ノウハウガイドライン 第二)

外形上権利の行使と
みられる行為

発明の奨励等の技術保護制度の趣旨を逸脱し又は同制度の目的に反すると認められるため権利の行使と評価されない場合？

不当な取引制限(カルテル等)、私的独占
の一環をなす行為として、またはこれらの手段として利用されている場合？

行為の目的、態様、問題となっている行為の市場における競争秩序に与える影響の大きさを勘案し個別具体的に判断し、技術保護制度の趣旨に逸脱し、または同制度の目的に反する場合？
(不公正な取引方法)

権利行使とは認められない

適用除外にならない

権利行使と認められる

適用除外

(2)独占禁止法違反となりうる行為類型
(特許ノウハウガイドライン 第三, 第四参照)

私的独占・不当な取引制限等の観点からの考え方については, どのような場合にこれらの行為に該当するのかについて, 事例を挙げて示している。
(特許ノウハウガイドライン 第三)

例

- ・特許等のライセンス契約において, 相互に特許製品の販売価格等を制限する場合
- ・パテントプールを利用して複数の権利者が新規参入者等に対するライセンスを合理的な理由なく拒否する場合

不公正な取引方法については, 以下のとおり違法となるケース, 違法ではないケースを明確化し, 事業者の予測可能性を高めるよう留意している。

(特許ノウハウガイドライン 第四)

- ア 原則として不公正な取引方法に該当し違法となる条項 (黒条項)
(例: 特許ライセンス契約において, ライセンサーがライセンシーに対して, 特許権消滅後, 当該技術の使用を制限すること。)
- イ 一定の場合に不公正な取引方法に該当する条項並びに個別に公正競争阻害性を判断する条項 (灰条項)
(例: 特許ライセンス契約において, ライセンサーがライセンシーに対して, 複数の特許等について一括して, ライセンスを受ける義務を課すこと。)
- ウ 原則として不公正な取引方法に該当しない条項 (白条項)
(例: 特許ライセンス契約において, ライセンサーがライセンシーに対して, 特許権の有効期間中において, 期間を限ってライセンスすること。)

(3) 技術標準とライセンス契約上の制限

ある特許が技術標準になっている場合において、当該特許のライセンス契約上、以下のような制限がついている場合

ライセンス契約によるライセンシーの事業活動の制限

- ・ライセンスの範囲に関する制限
(製造・使用・販売等の区分許諾，期間，地域の制限等)
- ・ライセンスに伴う制限等
(技術等の使用又は実施料に関する義務，一括ライセンス，不爭義務，研究開発改良活動の制限等)
- ・特許製品等の製造に関する制限・義務
(製造数量・使用用途の制限，競争品・競合技術の使用の制限，原材料等購入先の制限，特許製品の販売先の制限等)

当該製品分野の事業分野に不可欠であるために、当該特許等のライセンスを受けることなくしては事業活動が困難となっているのではないか？

YES

有力なライセンサーがライセンシーに課した契約上の制限により競争が実質的に制限されているのではないか？

3条前段(私的独占)

NO

必要に応じて、優越的地位の濫用(当該ライセンスを受けられないこと等により事業経営上大きな支障を来すため著しく不平等な要請を受け入れざるを得ないような場合)の観点からも検討

当該事業活動の制限が市場における競争秩序に及ぼす影響に即して、個別に公正競争阻害性を判断

19条(不公正な取引方法)

3 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針 (以下「共同研究開発ガイドライン」という。)

(1) 研究開発の共同化に対する独占禁止法の適用について (共同研究開発ガイドライン 第一)

共同研究開発は企業間で意思の疎通が行われやすく、技術市場や製品市場における競争が実質的に制限されるおそれがあるという問題意識

主たるターゲット：競争関係にある事業者間の研究開発

特に問題となるケース
寡占市場における大部分の事業者が参加することにより
共同研究開発を行う場合

競争が実質的に
制限される
おそれのある場合

3条後段(不当な取引制限)
8条(事業者団体による競争制限)
10条(株式の取得による競争制限)
の問題となりうる

判断材料

参加事業者の数、技術市場シェア、
製品市場シェア(20%超か否か)等
研究の性格(基礎研究or開発研究)
共同化の必要性等(研究コスト等を単
独で負担できるか)
対象範囲、期間等

(2) 技術標準に関連した例 (共同研究開発ガイドライン 第一 - 2 (2))

(1)において直ちに問題が生じないとしても、以下の場合には私的独占等の問題が生じうる。

参加者の市場シェアの合計が相当高く、その内容が当該事業分野における事実上の標準化につながる可能性が高い研究開発について、ある事業者が参加を制限され、かつ、他の手段を見出すことができないため、その事業活動が困難となり、市場から排除されるおそれがある場合。

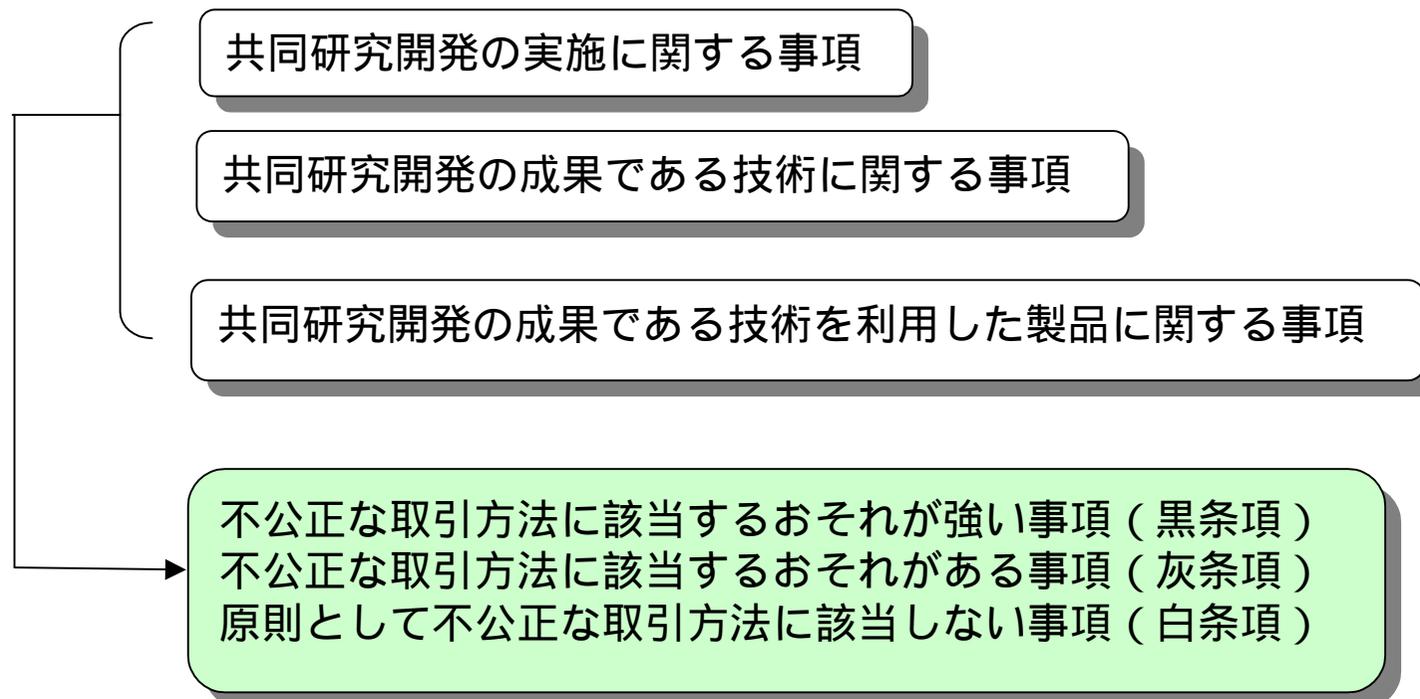


3条前段
(私的独占等)

(3) 共同研究開発の実施に伴う取決めに対する 独占禁止法の適用について(共同研究開発ガイドライン 第二)

共同研究開発の実施に伴う取決めについて、当該製品の価格、数量等について相互に事業活動の制限が行われる場合は、3条後段(不当な取引制限等)に該当する可能性。

他方、参加者の事業活動を不当に拘束し、公正な競争を阻害するおそれのある場合は、以下のように、19条(不公正な取引方法)に該当する可能性。



4 技術標準と独占禁止法について 技術標準と競争政策に関する研究会報告書より

技術標準が確立すれば製品の便益は拡大し、これを前提に企業は競争を展開し、これを通じて消費者の便益も向上するため、競争政策は技術標準それ自体を問題視するものではないことを指摘した上で、技術標準をめぐる独占禁止法上の問題点等について、実際に起きた事案や、具体的な設例を用いて論点を整理している。

(1) 技術標準形成過程における問題

ア 競争による技術標準の形成において、問題となる事例

実際に起きた事例 マイクロソフト事件（平成10年12月14日勧告審決）
表計算ソフト市場では、マイクロソフト社の開発したものがユーザーから高い評価を受けており、パソコンメーカーはマイクロソフト社の表計算ソフトを自社のパソコンに搭載する事を強く望んでいる背景があったところ、マイクロソフト社はパソコンメーカーに対して、ワープロソフトを併せて搭載する事を条件として表計算ソフトを供給していた。

（公取委は、上記行為は不公正な取引方法「抱き合わせ販売等」に該当すると認定し、パソコンメーカーに対し表計算ソフトをパソコンに搭載する権利を許諾する際に、ワープロソフトを併せて搭載させている行為を取りやめるよう、マイクロソフト社に命令。）

イ 合意(フォーラム活動)による技術標準の形成

フォーラム活動による 技術標準形成の問題点

フォーラム活動で決まった規格がそのまま技術標準となるため、それ以外の規格との競争(規格間競争, 技術間競争)が行われない。

フォーラムに参加できなかった事業者は、自己の技術標準を取りこむ機会を失うほか、フォーラムで策定された標準を利用できない場合は、その標準に依拠する製品市場への参入が妨げられる。

独占禁止法上問題となる場合

フォーラム内で、対抗技術の開発の制限、標準規格の使用義務
フォーラムへの参加を制限された事業者についての研究開発成果へのアクセス制限
フォーラムでの不当な標準化手続(標準の内容を一部の事業者に有利に操作等)

実際に起きた事例(海外の事例)

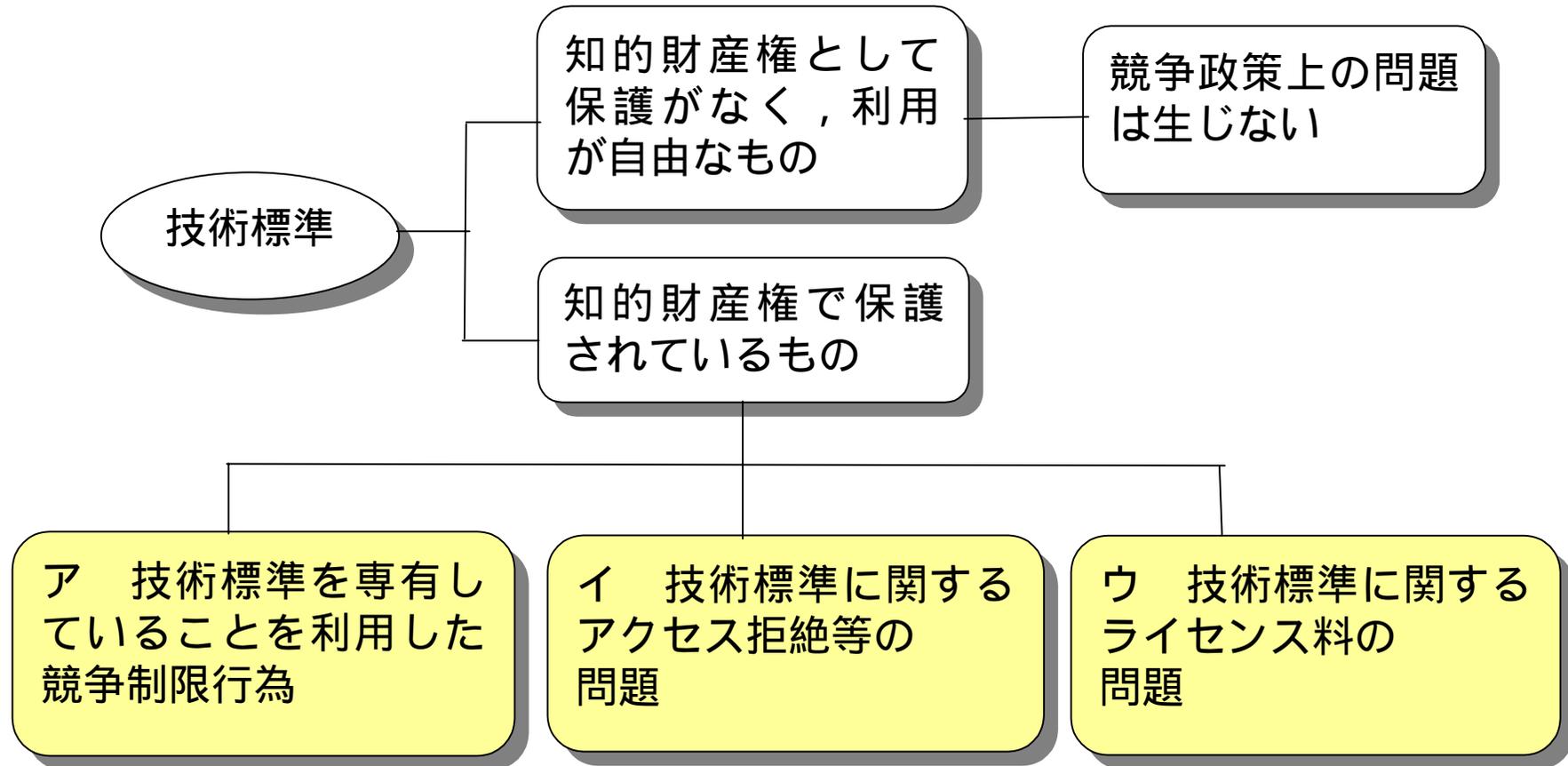
アライドチューブ事件 (1988年連邦最高裁)

電気導管用チューブについてプラスチック製品の参入を阻止するため、既存の事業者が多数決手続を悪用して旧技術(鉄製)しか想定していない業界団体の自主基準の改定を阻んだ。(シャーマン法1条(取引制限を内容とする共同行為の禁止等))

インタラク事件(1996年カナダ競争審判所同意命令)

金融機関のATMネットワークが、参加企業が新技術を利用したサービスを開始するにあたっては、委員会の特別多数決(3分の2)による同意を要件としていた。このため、新しい技術を利用したサービス導入が行われず、サービス間の競争が損なわれた。(競争法79条(市場支配的地位の濫用等))

(2) 技術標準確立後における問題



ア 技術標準を専有していることを利用した競争制限の問題

対抗技術の排除

(3 条前段 (私的独占) , 1 9 条 (不公正な取引方法「排他条件付取引等」))

補完製品等他の製品との抱き合わせ・排他条件付取引 (3 条前段 (私的独占) , 1 9 条 (不公正な取引方法「抱合せ販売等」))

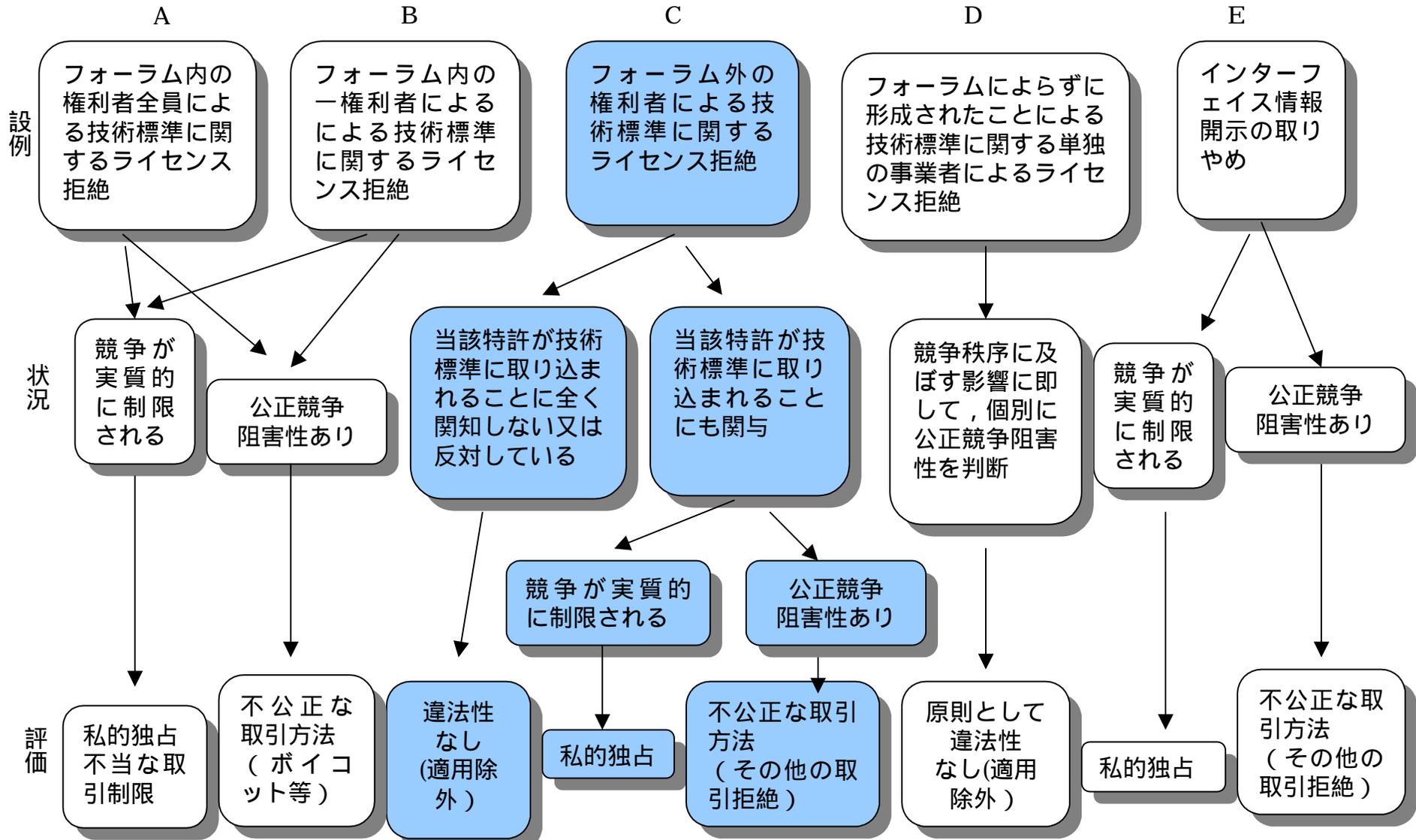
実際に海外で起きた事例 第2次マイクロソフト事件 (現在係争中)
パソコンメーカーがデスクトップ上のインターネットエクスプローラーのアイコンの削除を控えない限り、マイクロソフト社は、ウィンドウズ98をライセンスすることを拒否するなどして、ウィンドウズ98と共にインターネット・エクスプローラーを購入する事を消費者に強制した。(シャーマン法 2 条 (抱き合わせ等))

フォーラム活動に参画しながらその特許の存在を隠匿し、当該活動により技術標準が確立した後になってその特許権等を主張。(1 9 条 (不公正な取引方法に該当する可能性))

実際に海外で起きた事例 Dellコンピューター事件 (96年米国FTC同意判決)
Dellコンピューター社は標準化団体VESA (Video Electronic Standards Association) の標準化評議に参画している間、VESAが採択した標準化をカバーする特許を自社が所有していることを開示せずに、当該標準が採択された後になってVESAの他のメンバーに対し、当該特許の侵害を主張した。
(FTC法第5条「不公正な競争方法、不公正・欺まんの行為または慣行等の禁止」)

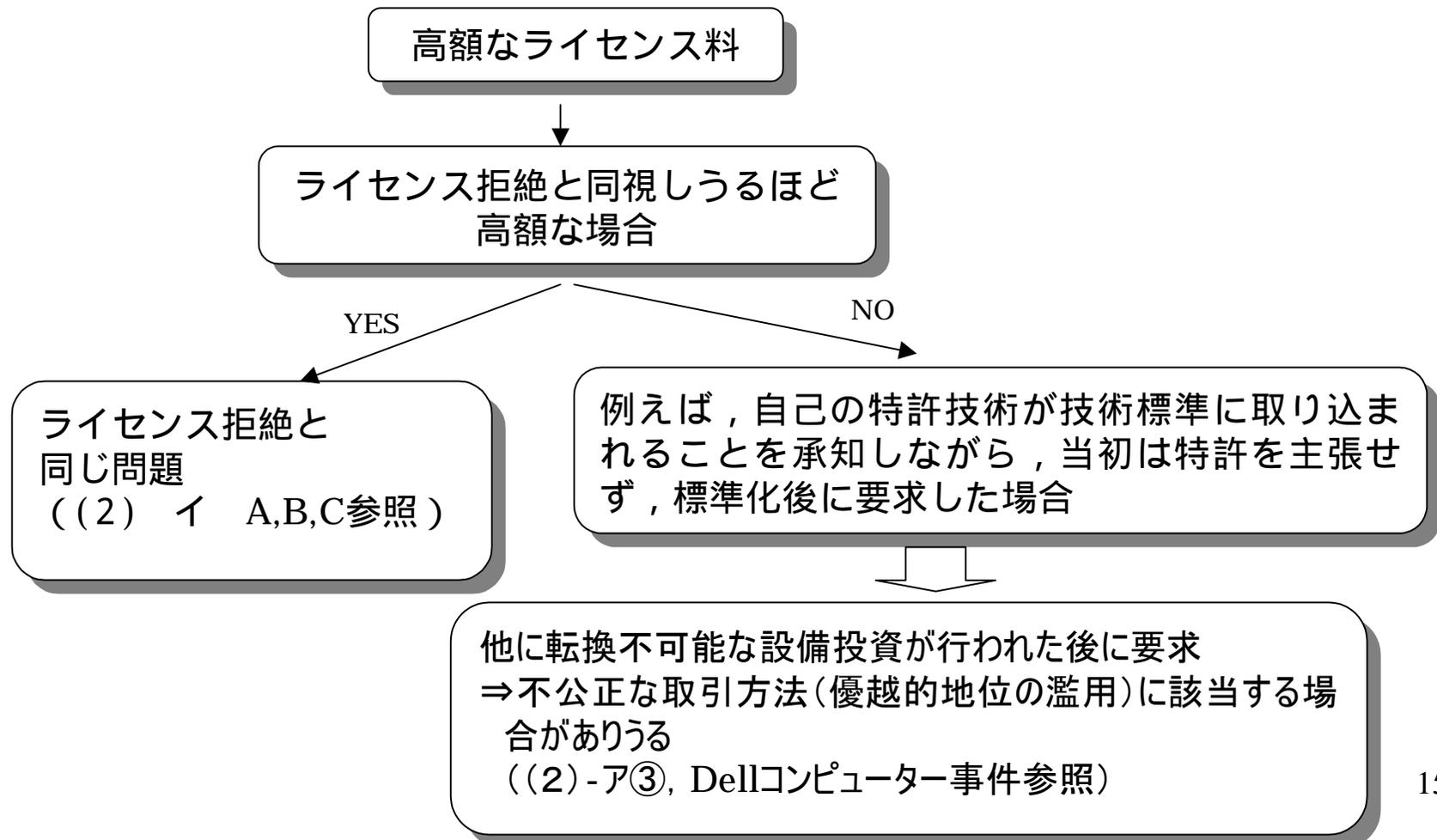
イ 技術標準に関するライセンス拒絶の問題

ライセンス拒絶について、フォーラム内・外の誰がライセンス拒絶を行っているかによって場合分けし、起こりうる問題を整理すると以下のとおり。



ウ 技術標準に関するライセンス料の問題

代替技術が存在しない場合，権利者の一方的な意思で技術標準のライセンス料を決められる。



今後の取組み

特許権の行使の問題など技術標準と競争政策について

技術革新の実態に併せた法運用を目指すため、技術研究開発動向の積極的把握。

また、違反行為案件に対する適時な対応、排除措置の機動的な実施を通じた、競争制限的な知的財産権濫用行為等への効果的な対応。

違反事件処理の蓄積、事前相談制度の活用を通じた独占禁止法上の考え方の更なる明確化。

知的財産権当局との情報交換や政策調整の積極的な実施。